

2016年7月19日

2020年東京五輪・パラリンピック組織委員会

会長 森喜朗 殿

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-23-14

日本同盟基督教団「教会と国家」委員会

委員長 柴田智悦

リオデジャネイロ五輪壮行会における森喜朗会長の「国歌」発言に対する抗議声明

私ども日本同盟基督教団「教会と国家」委員会は、貴殿が、2016年7月3日に開かれたリオデジャネイロ五輪壮行会において、「国歌を歌えないような選手は日本の代表ではない」と発言されたことに対して、以下の理由で抗議します。

まず、私どもの聖典である聖書には、「神は人をご自身のかたちとして創造された」（創世記 1:27）と、人間は一人一人、神のかたちとしての尊厳を持つ者として存在していると明記されております。それゆえ、すべての人間は、生まれながらに自由かつ平等であり、幸福追求の権利を有する、という近代における憲法の基本原則を私どもも支持するものです。そして、個人の権利と自由を保護するために憲法に則って政治権力が行使され、あるいは制限されるべきである、という立憲主義が主権在民であるこの国の姿であると理解しています。

かつて、現行憲法が施行される以前の日本は、天皇制・国家神道に基づく全体主義であり、基本的人権も制限付きのものでした。例えば信教の自由は「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限リニ於テ」（大日本帝国憲法第28条）、表現の自由も「法律ノ範囲内ニ於テ」（同29条）認められたものに過ぎませんでした。つまり、天皇によって与えられた自由だったのです。それを、現行憲法は「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」（日本国憲法第11条）と認め、「これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託された」（同97条）最高法規として定めたのです。

私どもの教団も、戦時下において、天皇を現人神とする国家神道を偶像問題として拒否できず、かえって国民儀礼として受け入れ偶像崇拜の罪を犯し、日本が植民地化した国の教会にもそれを強いました。また、国家の成した植民地支配と侵略戦争を批判することもできず、かえって協力してしまいました。私どもは戦後、そのことを悔い改め、改めて堅く聖書信仰に立つことを誓いました。ですから、そのような時代を二度と来させてはならない、と考えているのです。

然るに、この度の貴殿の発言は、選手たちの基本的人権を全く顧慮せず、内心の自由を保障している憲法に反するものであると言わざるを得ません。それは、天皇を「元首」とし、基本的人権が天賦人権思想によるものではないとして、最高法規の項目から第 97 条を削除し、政教分離規定を緩めて「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについてはこの限りではない」とし、表現の自由に「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動」は認められない等の条件をつけて、国民の人権と自由を制限しようとしている、自民党「日本国憲法改正草案」と軌を一にしており、現在の権力者たちが再び現行憲法以前の日本を志向しているのではないかとの懸念を抱かせるからです。

事実、1999 年 8 月に施行された、いわゆる「国旗国歌法」に関して、小渕首相（当時）や政府関係者は、「義務づけを行うことは考えていない」、「起立しなかった、あるいは歌わなかったというようなことのみをもって、何らかの不利益をこうむるようなことが学校内で行われ・・・というようなことはあってはならない」と語られていましたが、それに反して、教育現場においては強制がなされ、従わない教職員が処分されるという事態が起っています。

そもそも「オリンピック競技大会は、個人種目もしくは団体種目での競技者間の競争であり、国家間の競争ではない」（オリンピック憲章第 1 章 9）、さらに、表彰式においては、優勝者、及び競技者の「所属する派遣団の旗」が掲揚され、「優勝者の所属する派遣団の歌が演奏される」と規定されています（同第 5 章規則 70 付属細則）。ですから、オリンピックにおいて「国旗」や「国歌」を強調することは、ナチスドイツがベルリンオリンピックを国威発揚の場に利用したようなナショナリズムを持ち込むことになり、オリンピック憲章にも反することになるのです。

以上の理由から、この度の貴殿の発言に対して強く抗議するとともに、今後とも、このような国際大会をナショナリズムの高揚のために用いることのないよう、強く求めます。